

福岡市城南区選挙管理委員会
令和7年1月20日(月)
午前10時00分から

1 議題

- (1) 選挙人名簿から抹消する者について (議案第1号)
(2) 選挙人名簿の登録の移替えの延期について (議案第2号)

2 その他

- (1) 福岡県知事選挙等における期日前投票所の設置について
(2) 次回以降の委員会日程について (予定)
令和7年2月20日(木) 午前10時00分から
令和7年3月3日(月) 午前10時00分から

本文中の略語表記について
法…公職選挙法
令…公職選挙法施行令

議題（1）
議案第1号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年1月20日

福岡市城南区選挙管理委員会

委員長 吉賀 勉

1 抹消する者の数	329人
内訳 死亡者	149人
市外転出者	180人
2 抹消する者の氏名等	別紙のとおり
3 抹消年月日	令和7年1月20日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（登録の抹消）

第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

（1）死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

- （2）前条第1項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後4箇月を経過するに至つたとき。
- （3）登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

<※1>法第27条（要旨）

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(参考)

抹消の基準日 令和7年1月1日

1 死亡者

令和6年12月31日までに区長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和6年8月31日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(人)

区分	男	女	計
死亡者	75	74	149
転出者	100	80	180
計	175	154	329

議題（2）
議案第2号

選挙人名簿の登録の移替えの延期について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙に関し、選挙人名簿の登録の移替えを同選挙の期日後に延期する期間を次のように定める。

令和7年1月20日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

移替えを延期する期間

令和7年2月18日から令和7年3月23日まで

（根拠）

- ・議決 公職選挙法施行令第17条ただし書の規定による。

○公職選挙法施行令（抜粋）

（登録の移替え）

第17条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の区域内の他の投票区の区域内に住所を移したことを知つたときは、その者に係る登録の移替えをしなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、その事実を知つたときが次の各号に掲げる期間内であるときは、その登録の移替えを当該各号に規定する選挙の期日後に延期することができる。

(1) 任期満了による選挙にあつては、各選挙につき、その任期が終わる日の前60日からその選挙の期日までの期間

(2) その他の選挙にあつては、各選挙につき、その選挙を行なうべき事由が生じた日からその選挙の期日までの期間